

以内に一度、定期的な調査を継続する。

- ②「警戒水準」：放置すると今後、問題になる可能性がある状況をいう。
- ①警戒水準値に該当する区域では整理、整頓、清掃など環境整備の状況を見直す必要がある。また、整備を行うにもかかわらず、毎回、発生する場所では、管理者や利用者の了解を得て、人などへの影響がないことを確認した上で、掲示をして、毒餌などを中心に薬剤処理を行う。
  - ②個々の対象では快適水準をクリアーしているにもかかわらず、複数の種が発生する場所では、環境が悪化している恐れがある場所が多いことが考えられるので、清掃等を中心に環境整備状況を見直す。
- ③「措置水準」：ねずみや害虫の発生や目撃をすることが多く、すぐに防除作業が必要な状況をいう。
- 水準値を超えた区域では、発生源や当該区域に対して環境対策を実施すると同時に、薬剤や器具を使った防除作業を実施する。

以上のような考えに基づけば、対策後に行う評価では、値が「快適水準値」を満たしていることが必要である。

ここで示したのは、人が通常とどまって活動する区域に適用する標準的な目標水準であり、建築物によっては、さらに、対象区域の状況に応じて管理区域を、食品取り扱い区域、事務区域、その他の区域などにわけて目標値を設定する必要がある場合がある。このような場合には、3. IPM 実施モデルに示した標準的な目標水準を参考に、関係者が協議の上、その区域に応じた個別水準値を設定することも可能である。

### 3. IPM 実施モデル

IPM に基づく実施モデルの代表的な例を次に示す。

#### 1) ネズミ

##### (1) 生息調査

生息調査は以下の調査を組み合わせる総合的に行う。

##### (i) 目視による証跡調査

建物や器具等に付けられた証跡

飲食調理施設（厨房）およびその周囲（客席、倉庫など）、食品売場、ペット・観葉植物売場、ゴミ集積場、機械室、電気室、天井裏、パイプスペースなどを区域ごとに詳細に調べる。また、外部との遮断が十分に行いにくい駐車場、外周部に植え込みのある建築物では、それらの周辺も調べる。

調査は以下の項目について実施する。

新しい糞、尿によるシミ、足跡、嚙り跡、ラブサイン（こすり跡）、鳴き声、侵入場所（穴）、営巣場所

##### コメント [m24]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・無毒餌による喫食調査ですが、無毒餌とは何でしょうか？何でもいいというわけではないと思います。ネズミの嗜好性の高いものを利用する必要があります。

##### (ii) 無毒餌による喫食調査

- ① 常時侵入の恐れのある地点に無毒餌を配置し、喫食の有無を点検する。
- ② 就業時間終了後、1か所あたり 10g の餌を餌皿に入れて、対象区域に 10 m<sup>2</sup> に 1 個程度配置する。
- ③ 配置した餌は翌日以後、就業時間終了後に回収し、喫食量を調べる。
- ④ 喫食がなければ発生無しとする。

##### コメント [m25]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・「対象場所」とは、「対象『区域』」と違うとすれば、意味を明記すべきです。

削除: 対象場所

##### (iii) 黒紙設置による調査

天井の点検口などを開けて、A4 版程度の大きさの黒い紙を配置し、足跡が付くかどうかを調査する。1～2 週間配置し、それまでに跡がつかなければ発生無しとする。

##### (iv) 聞き取り調査

各区域の利用者または管理者に、生息状況、被害の状況に関するアンケート用紙を配布し、回答を得て参考とする。

##### (2) 環境調査

##### (i) 管理状況の調査

- ① 清掃状況：厨房機器、流し台、床、排水溝などに調理屑など厨芥類が付着していないか、清潔になっているかなど。
- ② 整理整頓状況：棚が乱雑で、ダンボールや包装材が放置されていないかなど。
- ③ 食物管理状況：食物や食品材料が放置されていないかなど。
- ④ 厨芥類の管理状況：厨芥類が放置されていないか、ゴミ箱は清掃されて厨芥類が付着していないかなど。

削除: (v) その他の調査  
殺鼠剤抵抗性が疑われる場合、ネズミ用粘着トラップまたは生け捕り籠で捕獲し、抵抗性試験を行う。

##### (ii) 施設・設備の調査

以下の項目を重点に調査する。

- ① 周辺に外部から侵入できる隙間はないか。
- ② パイプシャフト周囲など垂直に移動できる隙間はないか。
- ③ 壁、天井、床、カウンター、食器棚周辺にネズミが侵入できる隙間はないか。

④排水系統からのネズミの侵入はないか。

⑤厨房機器の下部は清掃ができる構造になっているか。

(iii) 建物周辺の調査

施設と外部の境界付近、施設との接続あるいは連絡する建造物についても調査する。

(3) 標準的な目標水準

以下の水準を確認する。

快適水準：以下の全てに該当すること。

①生きた個体が確認されないこと。

②配置した無毒餌が喫食されないこと。

③天井の出入り口に配置した黒紙に足跡や齧り跡が付かないこと。

警戒水準：以下の全てに該当すること。

①生きた個体が確認されないこと。

②無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡や齧り跡のどちらか一方が確認される。

措置水準：以下のいずれか1つ以上に該当すること。

①生きた個体が確認される。

②食品や家具・什器等に咬害が見られる。

③無毒餌の喫食、配置した黒紙に足跡や齧り跡の両方が確認される。

削除: 上の

コメント [m26]:

●意見⑧を踏まえ修正。

意見⑧・・・「黒紙上の」は「齧り跡」まで修飾しているかも不明確です。

削除: 上の

(4) 事前調査記録書の作成

調査に基づき必要事項を記入した記録書を作成し、必要な措置について企画し、関係者に提案する。

必要事項には以下のような内容を盛り込む。

調査日、調査責任者、調査場所、環境状況、被害状況、ネズミの種類と推定生息数、生息範囲、巣の場所、侵入経路、構造上の問題点、食物管理、清掃など管理上の問題点、必要な防除計画。

(5) 作業計画

必要な措置から算出される人員、使用薬剤・資材、機器を手配し、スケジュール作成など作業計画を策定する。

(6) 防除作業

(i) 環境的対策

①食物管理

a) 食品倉庫を密閉する。野菜等を冷蔵庫や密閉されたキャビネットに収納する。

b) 食品を収納することが困難な場所では、区域全体をネズミが侵入できない防鼠構造とする。また、巣になるようなすき間を作らない。

c) 厨芥類は始末し、使った食器などは、洗浄後、戸棚に格納する。

②清掃管理

a) 厨房の床は就業時間後に清掃し、厨房機器の上部、下部や裏側に残菜を残さないように片付ける。床の水分も拭き取る。

b) 棚や引出しは整理整頓し、ダンボール箱などを片付ける。

c) 排水溝やグリストラップを清掃し、厨芥類等は処分する。

d) ゴミ箱は就業時間後に洗浄し、内部に厨芥類を残さない。

以上の環境的対策は、原則として建築物環境管理権原者の責任の下で行われなければならない。

### ③) 防鼠工事

a) 対策を実施する場合には必ず取り入れる。

b) 生息数が多い段階での工事は避け、侵入がある前に予防的に行うか、殺鼠対策が完了した時点で実施する。

### (ii) 殺鼠剤の利用

① ネズミの種類により、殺鼠剤の効果や喫食性が異なるので、種に応じた薬剤を選択する。

② ワルファリンやクマテトラリルなど抗凝血性殺鼠剤やシリロシドなど急性殺鼠剤を、基材となる餌に混ぜて毒餌とし、該当区域の数か所に配置する。毒餌は餌皿や毒餌箱（ベイトステーション）に入れて配置する。

③ 配置の初期には頻繁に点検し、不足した毒餌を補充する。喫食が少なくなったら点検間隔をあけてもよいが、喫食がまったくなくなるまで継続する。

④殺鼠剤抵抗性が疑われる場合、獲得の有無を調査し、薬剤の変更等を考慮する。

#### コメント [m27]:

●意見④を踏まえ修正。

意見④・・・抵抗性調査、抵抗性が疑われる場合、試験を行うといってもどうするのですか？難しいです。

### (iii) 忌避剤の利用

カプサイシンまたはシクロヘキシミドを含有する製剤などを、囓られては困る場所などに用法、用量にしたがって処理する。

**削除:** 液剤、エアゾール剤、防鼠パテ

### (iv) トラップの利用

殺鼠剤の使用が困難または不適切な場所ではトラップを使用する。トラップによる対策は、少なくとも週1回の頻度で継続する。

#### ①粘着トラップの利用

a) できるだけ多く配置する。

b) 床が油や水で濡れている場所は、配置を避けるか清掃してから設置する。

#### ②圧殺式トラップ（パチンコ）の利用

a) 床や排水溝など水の多い場所や、餌が少ない場所で用いる。

b) 設置場所には、その旨を掲示する。また、設置した箇所は図面に記入し、回収時には個数を確認する。

#### ③生け捕り式トラップの利用

a) ネズミの密度が低く、餌場がない場所で使用する。餌ならしを行い、喫食が見られたらバネをセットする。

#### コメント [m28]:

●意見④を踏まえ修正。

意見④・・・忌避剤はエアゾールはありません（カプサイシン）。

### (7) 事後処理

#### (i) 死鼠の処分

殺鼠剤を使用した場合、ネズミの死骸は速やかに除去し、周辺への影響がないことを確認して、その周囲に殺虫剤を散布する。

(ii) 殺鼠剤、トラップの撤収

終了後、毒餌やトラップを回収し、こぼれた餌は清掃する。

(8) 効果判定

防除作業終了後、事前調査の方法と対照しながら効果判定を行う。

(9) 再作業

管理水準に照らして、必要な場合には措置を繰り返し行う。

(10) 緊急対応

防除作業及び機械器具設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

## 2) ゴキブリ

### (1) 生息調査

#### (i) 目視調査

- ① ガスレンジ、調理台、流し台、カウンター裏、冷蔵庫・冷凍庫の周り、湯沸し施設、配電盤、壁の隙間、天井と壁の接合部、食器棚、ロッカー、植木鉢、作り付けの椅子・家具及びその周辺で、ゴキブリが生息しそうな場所を照明用具で照らしながら、虫体、糞、ローチスポット、卵鞘の有無を確認する。
- ② 生息が明らかでない場所には、周辺に注意しながら、調理台、冷蔵庫、戸棚などの隙間に、ピレスロイド剤を少し吹き込み、飛び出してくる個体を確認する。

#### (ii) トラップによる調査

- ① 粘着面が8cm×20cm程度のゴキブリ用粘着トラップを、ゴキブリが活動しそうな場所を中心に、厨房など発生しやすい場所では5m<sup>2</sup>に1枚、事務所など通常発生源がない場所では25~50 m<sup>2</sup>に1枚を目安に3~7日間設置する。
- ② 回収後全てのトラップの捕獲数を数える。
- ③ 捕獲された雌の卵鞘から明らかに孵化したと考えられる幼虫で、粘着面に捕獲されたものは捕獲数に加えない。
- ④ 1日1トラップあたりに換算したゴキブリ指数を算出する。
- ⑤ 防除後の効果判定の際には、**1匹以上捕獲のあった場所に配置する。**

#### (iii) 聞き取り調査

建物各区域の利用者又は管理者から生息状況を聞き取るほか、アンケート用紙を配布し、回答をもらう。

### (2) 環境調査

#### (i) 環境整備状況調査

- ① 清掃状況：機器類の周り、床、排水溝などが良く清掃され、食品残渣が落ちていたり放置されたりしていないか。
- ② 整理・整頓状況：ダンボール、古雑誌、古新聞など生息場所になるものが除去されているか。
- ③ 食物管理状況：食材、食品などが露出して置かれていないか。
- ④ 厨芥類の処理状況：食物残渣はきれいに廃棄されているか、容器に付着していないかなど。

#### (ii) 施設・設備の状況調査

壁や天井にゴキブリが潜伏しそうな隙間・くぼみはないか、隙間は多いか、器具の下は清掃しやすいか、戸棚や引き出し内などを調査する。

調査の結果、ゴキブリ指数が警戒水準または措置水準を超えている場合は、水準値に応じて対策をとる。環境調査の結果は、アドバイスのための報告書として関係部署へ提出する。

#### (iii) 標準的な目標水準

以下の水準を確認する。

#### コメント [m29]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・効果判定の際に計算から削除するのは良いが、設置数を減らすことを推奨する必要はない。モニタリングとかねて配置している場合は、当然減らしてはいけない。現状の文面だと7日間設置して6頭捕獲された場所には、効果判定の際には設置しないことになり、不適切です。

削除: 1日

快適水準：以下の全てに該当すること。

- ①トラップによる捕獲指数が 0.5 未満。
- ②1 個のトラップに捕獲される数は 1 日当たり 2 匹未満。
- ③生きたゴキブリが目撃されない。

削除：1 匹以下

警戒水準：以下の全てに該当すること。

- ①トラップによる捕獲指数が 0.5 以上 1 未満。
- ②1 個のトラップに捕獲される数は 1 日当たり 2 匹未満。
- ③生きたゴキブリが時に目撃される。

削除：1 匹以下

措置水準：以下の状況のいずれか 1 つ以上に該当すること。

- ①トラップによる捕獲指数が 1 以上。
- ②1 個のトラップに捕獲される数が 1 日当たり 2 匹以上。
- ③生きたゴキブリがかなり目撃される。

削除：が、トラップには捕獲されない

コメント [m30]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧…②の文章を削除する。理由は1トラップ1日当りの捕獲数は小数点の付く数字になりますから、仮に「捕獲指数が1未満で、1個のトラップに捕獲される数が1日当たり1.5のものがあった」という場合に、該当する水準はなくなります。したがって②は現状の「2匹以上」ではなく「1匹以上」に訂正すべきですが、これは①であるためこの条件に含まれるので、この文章自体が不要になります。

削除：トラップには捕獲されないが、

注：捕獲指数は、配置したトラップ 10 個までは上位 3 つまで（0 を含む場合もある）、それ以上配置した場合については、上位 30% のトラップを用いて、1 日当たり 1 トラップに捕獲される数に換算した値で示す。

#### (4) 事前調査記録書の作成

調査に基づき必要事項を記入した記録書を作成し、必要な措置について企画し、関係者に提案する。

必要事項には以下のような内容を盛り込む。

調査日、調査責任者、調査場所、環境状況、被害状況、ゴキブリの種類と生息状況、食物管理、清掃など管理上の問題点、必要な防除計画。

#### (5) 防除作業

##### (i) 環境的対策

###### ①食物管理

- a) 野菜等を冷蔵庫や密閉されたキャビネットに収納する。
- b) 厨芥類は始末し、使った食器などは、洗浄後、戸棚に格納する。

###### ②清掃管理

- a) 厨房の床は就業時間後に清掃し、厨房機器の上部、下部や裏側に食物残滓を残さないように片付ける。床の水分も拭き取る。
- b) 排水溝やグリストラップを清掃し、厨芥類は処分する。
- c) ゴミ箱は就業時間後に洗浄し、内部に厨芥類を残さない。

以上の環境的対策は、原則として建築物環境管理権原者の責任の下で行われなければならない。

##### (ii) 防除作業

###### ①吸引掃除機によるゴキブリの吸引

- a) 生息場所が比較的わかりやすく、掃除機のノズルの先が届くところでは、生息ポイントをはずさないように掃除機でゴキブリを吸い取る。
- b) 観察して、まだ残っているようであれば吸引を繰り返す。

##### (iii) 殺虫剤による防除

###### ①事前通知

薬剤を処理する場合は、少なくとも3日前までに使用薬剤名、実施場所、おのの程度、化学物質などに対する過敏者への注意などを記載した事前通知書を作成して提示し、実施3日後まで当該場所入り口に掲示しておく。

②ベイト（毒餌）の配置

- a) 食品類など餌になるものを整理した後、発生予防的効果を期待する場所も含めて、少量ずつ各所に毒餌を配置する。
- b) 毒餌の残量を数日ごとにチェックし、なくなるようであれば追加配置する。ジェルベイトでも同様に実施する。

③環境整備、掃除機の吸引や毒餌配置で十分な効果が出ないときは、水性乳剤や懸濁剤（MC剤）などリスクのより少ない剤型を選択し、安全に十分配慮しつつ、隙間などを重点に散布処理を行う。

④環境対策が併せて行われたかどうかをチェックし、必要な事項をアドバイスする。

(6) 効果判定と事後処置

- (i) 事前調査と対照しながら効果判定を行い、有効性の検証や事後の防除の参考とする。
- (ii) 判定の結果、水準を満たしていない場合は、調査の上、再処理を行う。
- (iii) 薬剤の効果が不十分と思われる時にはゴキブリを採集して、毒餌の喫食性や抵抗性獲得の有無を調査し、薬剤の変更等を考慮する。

(7) 記録と結果の報告

一連の結果を記録し、問題点があれば明らかにして関係者に報告する。

コメント [m31]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・「作成して提示し、」とする。いつから提示するか未記載です

コメント [m32]:

●意見④を踏まえ修正。  
意見④・・・抵抗性調査、抵抗性が疑われる場合、試験を行うといってもどうするのですか？難しいです。

削除: する



### 3) 蚊

#### (1) 調査

##### (i) 調査のポイント

###### ① 幼虫発生場所

- a) チカイエカが発生しやすい湧水槽、雑排水槽、汚水槽、冷却槽、中水槽、地下の貯水槽。特に湧水槽で湧水連通管及び上部連通管で隣接の槽と繋がっている場所。槽では水量が多くなると幼虫の移動も見られるので水量にも注意する。
- b) アカイエカやヒトスジシマカが発生しやすい敷地内の雨水枡。
- c) ヒトスジシマカが発生しやすい植木鉢皿、空き缶、樹洞などの小水域。

###### ② 成虫の飛翔または係留場所

幼虫の発生場所およびその周辺、機械室、電気室等がある地下。館内全域。

##### (ii) 調査方法

###### a) 調査の内容

発生種の同定、発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況について調査を行う。また、以下のような内容に関して環境調査を行う。

- イ 地下水槽の図面により、水槽とマンホールの位置を確認する。
- ロ マンホール蓋の周囲に隙間がないか、通気管にネットが設置されているか調査する。
- ハ 出入り口、窓の網戸の設置状況。

###### b) 調査の方法

###### イ 目視

蚊の種類、生態などに関して専門的知識を有する技術者が、まず、建物全体を巡回し、壁面や机下などの成虫の存在、水域の確認、外部との関連などをチェックする。

###### ロ トラップの設置

ライトトラップや粘着トラップを配置して蚊を捕集し、発生密度調査や同定を行う。

###### ハ 聞き取り調査

区域の管理者や居住者に発生や被害の有無を聞く。アンケート調査を行ってもよい。

#### (2) 事前調査記録書の作成

調査で明らかになった生息場所、侵入経路、被害状況、環境状況等について記録書を作成し、必要な措置について企画し、関係者に提案する。

記録書には調査日、調査責任者、調査場所、被害状況、蚊の種類と捕獲指数、生息範囲、構造上の問題点、必要な防除計画(使用薬剤、防除方法、区域ごとの作業間隔など)等の内容を含める。

。

#### (3) 標準的な目標水準の確認

主に屋内で捕獲されるチカイエカに以下の水準を確認する。

快適水準：以下の全てに該当すること。

- ① トラップによる捕獲指数が1未満。
- ② 1個のトラップに捕獲される数が1日当たり1匹以下。
- ③ 屋内に生きたチカイエカが目撃されない。

#### コメント [m33]:

●意見⑩を踏まえ修正。

意見⑩・・・「蚊の調査法を参考に、」とあるが、事前に、蚊の調査法についての記載がない（「平成15～17年度厚生労働科学研究事業報告書」にある「IPM施工ガイドライン」の「4. 生息密度(発生量)調査法」に関する記載をすべて省略してしまっているため）。

削除: 蚊の調査法を参考に、

警戒水準：以下の全てに該当すること。

- ①トラップによる捕獲指数が1以上3未満。
- ②1個のトラップに捕獲される数が1日当たり2匹以下。
- ③トラップには捕獲されないが、屋内に生きたチカイエカが僅かに目撃される。

措置水準：以下のいずれか一つ以上に該当すること。

- ①トラップによる捕獲指数が3以上。
- ②1個のトラップに捕獲される数は1日当たり3匹以上。
- ③トラップには捕獲されないが、屋内で吸血される。

注：捕獲指数は1日、1トラップ当たりの捕獲数として表すこと。

#### (4) 作業計画

必要な措置に応じて、人員、使用薬剤・資材、機器を手配し、実施スケジュールなど作業計画を策定する。

#### (5) 防除作業

##### (i) 環境的な対策

###### ①幼虫対策

イ マンホールがある水槽では、水槽内部と隣接の水槽との間に貫通している隙間や連通管に防虫ネットを設置する。水槽内部は有毒ガスが発生している恐れがあるので、作業は工事業者に依頼する。

ロ 水槽はできるだけ頻繁に水抜きなど清掃を行う。

###### ②成虫対策

イ 窓などに対して網戸を設置する。

ロ 換気口、ドアの隙間をチェックし、不備があれば補修する。

##### (ii) 薬剤を用いた対策

###### ①事前通知

薬剤を処理する場合は、少なくとも3日前までに使用薬剤名、実施場所、においの程度、化学物質などに対する過敏者への注意などを記載した事前通知書を作成し、実施3日後まで当該場所入り口に掲示しておく。空間噴霧を行った場所で、人の出入りがある場所では、処理後、窓などを開放し、少なくとも3時間は立入禁止にする。**また、薬剤の効果が不十分と思われる時には、抵抗性獲得の有無を調査し、薬剤の変更等を考慮する。**

###### ②幼虫対策

イ 発生水域の容量や実際の水量を測定する。

ロ マンホールがない水槽では、薬剤投入のため床面に小さな穴（ピット）を設ける。

ハ 有機リン剤や**昆虫成長制御剤（IGR）**を用法・用量、使用上の注意を守って水域に処理する。

###### ③成虫対策

イ **発生のある水槽内及び飛翔区域にULV処理等により空間噴霧する。**

ロ 水槽内には樹脂蒸散剤を吊す。

##### (6) 効果判定

防除終了後、事前調査と同じ方法で効果判定を行う。

##### (7) 再作業

#### コメント [m34]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・ゴキブリと同じように抵抗性の問題が解決されません。

#### コメント [m35]:

●意見⑩を踏まえ修正。  
意見⑩・・・「IGR」という表現は一般的ではないと思います。「昆虫成長抑制剤(IGR)」とすべきではないでしょうか。

#### コメント [m36]:

●意見⑬等を踏まえ修正。  
意見⑬・・・「発生のある又は発生が予想される水槽内及び飛翔区域にULV処理等により空間噴霧する」とあるが、「発生が予想される」は削除すべき。IPMを基本とするとしながら、矛盾している。散布はやむを得ない場合のみとすべきである。

削除：又は発生が予想される

削除：

効果判定によって警戒または措置水準を超えている場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、再作業を行う。

(8) 報告書の提出

対策の結果を詳細に文書で関係者に報告する。管理上の問題点などがあれば指摘をする。

(9) 緊急対応整備

防除作業及び機械器具設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておく。

4. その他

その他の生物における標準的な目標水準一覧を以下に示す。

	ハエ・コバエ類	イエダニなどの吸血性のダニ
<p>快適水準 (右の全てに該当すること。)</p>	<p>①ハエはトラップによる捕獲指数が1未満。コバエ類はトラップによる捕獲指数が3未満</p> <p>②ハエは1個のトラップに捕獲される数が1日当たり3匹未満。コバエ類は1個のトラップに捕獲される数が1日当たり4匹未満。</p> <p>③生きたハエ・コバエが目撃されない。</p>	<p>①トラップによる捕獲指数が0。</p>
<p>警戒水準 (右の全てに該当すること。)</p>	<p>①ハエはトラップによる捕獲指数が1以上5未満。コバエ類ではトラップによる指数が3以上5未満。</p> <p>②ハエは1個のトラップに捕獲される数が1日当たり3匹以上5匹未満。コバエ類は1個のトラップに捕獲される数が1日当たり4匹以上10匹未満。</p> <p>③生きたハエ・コバエが僅かに目撃される。</p>	<p>①トラップによる捕獲指数が1未満。</p> <p>②1個のトラップに捕獲される数が1日当たり1匹以下。</p>
<p>措置水準 (右のいずれか1つ以上に該当すること。)</p>	<p>①ハエはトラップによる捕獲指数が5以上。コバエ類はトラップによる指数が5以上。</p> <p>②ハエは1個のトラップに捕獲される数が1日当たり5匹以上。コバエは1個のトラップに捕獲される数が1日当たり10匹以上。</p> <p>③生きたハエ・コバエが多数目撃される。</p>	<p>①トラップによる捕獲指数が1以上。</p> <p>②1個のトラップに捕獲される数が1日当たり2匹以上。</p> <p>捕獲指数は1日、1トラップあたりに捕獲される平均ダニ数で示す。</p> <p>注：措置水準に該当した場合、屋内塵を採集して飽和食塩水浮遊法など精密検査を行い、発生種などを確認する。</p>

削除：2匹以下

コメント [m37]:

●意見⑧を踏まえ修正。  
意見⑧・・・「ハエ・コバエ類」:  
快適水準の②の「3匹以下」  
を「3匹未満」とする。同時に  
警戒水準の②の「4匹以上」  
を「3匹以上」とする。現状  
では、例えば3.5匹となった  
場合に該当する水準がありま  
せん。

削除：3匹以下

5. 作業上の留意点

1) 作業事故の防止

作業事故の防止のため、以下の点に留意する。

- (1) 高所作業では補助者をつけ、安全ベルトを着用する。
- (2) 脚立を使用する場合はグラグラしないか、滑り止めゴムはあるかを事前に確認する。
- (3) 天井裏の作業時には確実な足場を確保し、不用意に天井版やダクトに体重をのせないこと。熱い配管やコンクリートから出ているくぎ等に注意する。
- (4) マンホール内にはみだりに入らないこと。内部での作業は、空気中の酸素（第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定する等、酸素欠乏症等防止規則を遵守して行う。
- (5) 電気設備付近では、感電、短絡事故に注意する。
- (6) 粘着や圧殺式トラップは、回収時に取り忘れのないように確認する。

## 2) 中毒の予防法

中毒の予防法として、以下の点に留意する。

- (1) 作業中に薬剤をしっかり管理する。
- (2) 薬剤の調整時に皮膚につかないようゴム手袋をする。
- (3) 散布時には作業服、手袋、防護マスク等で身体を保護する。
- (4) 連続して長時間作業しないようにする。
- (5) 作業中は禁煙する。食事前には手や顔を石鹼でよく洗う。
- (6) 作業中、身体に異常を感じたら直ちに作業をやめ、新鮮な空気を吸う。

## 【引用文献】

### 第1章 空気環境の調整

#### I 個別空調方式の維持管理方法

- (財)ビル管理教育センター：平成14年度厚生労働科学研究事業「建築物の衛生的維持管理手法に関する研究」報告書

#### II 冷却塔及び冷却水の維持管理方法

- 抗レジオネラ用空調水処理剤協議会：「冷却水系のレジオネラ症防止に関する手引き」
- (財)ビル管理教育センター：「新版レジオネラ防止指針」

### 第2章 飲料水の管理

- (財)ビル管理教育センター：「新版レジオネラ防止指針」
- (財)ビル管理教育センター：「建築物の環境衛生管理下巻」

### 第3章 雑用水の管理

- (財)ビル管理教育センター：平成14年度厚生労働科学特別研究事業「雑用水設備の維持管理の検討部会」報告書
- (財)ビル管理教育センター：「建築物の環境衛生管理下巻」

### 第4章 排水の管理

- (財)ビル管理教育センター：「建築物の環境衛生管理下巻」

### 第5章 清掃

- (社)全国ビルメンテナンス協会：「建築物清掃技術基準」
- (社)全国ビルメンテナンス協会：「ビルクリーニング作業計画実践教室」
- (社)全国ビルメンテナンス協会：「清掃管理業務作業計画概論」
- (財)ビル管理教育センター：「建築物の環境衛生管理下巻」
- (社)全国ビルメンテナンス協会：「清掃管理業務インスペクションガイドブック」
- (社)全国ビルメンテナンス協会：「建築物清掃業における廃液処理」

### 第6章 ねずみ等の防除

- 田中生男：平成15～17年度厚生労働科学研究事業「建築物におけるねずみ・害虫等の対策に関する研究」報告書
- (社)全国ペストコントロール協会：「殺虫剤安全使用ガイドライン」

建築物環境衛生維持管理要領等検討委員会の構成

平成19年7月現在

	氏名	所属及び役職
委員長	相澤 好治	北里大学医学部長
委員	池田 耕一	国立保健医療科学院建築衛生部長
委員	大塚 雅之	関東学院大学建築学科教授
委員	鎌田 元康	神奈川大学工学部建築学科教授
委員	岸 正	(社) 全国ビルメンテナンス協会専門委員
委員	木村 榮一	(財) ビル管理教育センター常任参事
委員	瀬川 昌輝	(社) 東京ビルディング協会監事
委員	平尾 素一	(社) 日本ペストコントロール協会副会長
委員	蓑島 稔	東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課 課長補佐
オブザーバー	田崎 一幸	(社) 全国建築物飲料水管理協会専務理事
オブザーバー	武藤 敦彦	(財) 日本環境衛生センター東日本支局環境生物部次長